

令和2年10月13日

◎黒岩委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

《委員長報告の取りまとめ》

◎黒岩委員長 本日の委員会は委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第5号議案、第6号議案、第8号議案から第10号議案、以上6件については、全会一致をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算のうち、中小企業等デジタル化促進モデル事業実施委託料について、執行部から、デジタル化に取り組む県内の中小企業等5社程度をモデル企業に選定し、計画の策定からシステムの導入、社内の人材育成まで一貫して支援するものである。モデル事例として取組のプロセスや成果などの整理・検証を行い、セミナー等での発表を通じて、県内企業のデジタル化の取組の機運を醸成し、県内全域へ横展開を図っていくとの説明がありました。

委員から、モデル事業の取組の中で、知的財産権など他者には公開したくない事業が入ると横展開の際にストッパーとなってしまう可能性があるが、その対策はどう考えているかとの質疑がありました。

執行部から、システムの著作権などは一般的にはそれを開発した企業のものになるが、モデル企業が著作権を持つ可能性もあり、そうしたことも想定して対応していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、ビジネスモデル自体が著作権的な扱いとなる可能性もあるので、モデル企業のスタンスを確認し、横展開を図る際の支障とならないように留意して取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金について、執行部から、都会から地方へという新たな人や企業の流れを呼び込むため、高知市中心部でのシェアオフィスの拠点施設の整備と運営経費に対し補助するものである。施設の整備・運営主体は公募をして、

審査会において事業計画の内容を審査した上で選定し、運営費への補助は立ち上げから3年間に限って行うとの説明がありました。

委員から、都会から企業等呼び込む取組は全国で同じように行われると思うが、施設の利用者はどれくらいと見込み、高知へ呼び込むための戦略はどのように考えているかとの質疑がありました。

執行部からは、現段階では施設の規模も未定だが、概要が固まれば利用者数等の目標も考えたい。実証実験的なテレワークをお願いするなどして施設の利用を増やし、また、様々な施策と連携した取組により、新しいビジネスやプロジェクトが生まれる場といった評判が広まるよう取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算のうち、新規就農総合対策事業費について、執行部から、新型コロナウイルス感染症の影響で就農相談会が中止になるなど、アプローチの代替策が必要となっている。このため、オンラインサイトの整備や産地提案書PR動画の制作による情報発信の強化、オンライン相談に必要な通信機器等の整備を図るものであるとの説明がありました。

委員から、産地提案書をPRする動画の制作はより多くの方にアピールできるものと期待しているが、視聴者などに向けてどういう戦略を考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、近年、インターネットで情報を収集する方が非常に増えており、就農を深く考えていない方も含め、まずは広く高知の農業を知ってもらい、もう少し深い説明を聞きたくなるよう誘導できるものにしたい。動画制作については企画段階から産地の方に入ってもらうことも検討しており、産地の篤農家の方々にも賛同をいただいているとの答弁がありました。

次に、特産農畜産物販売拡大事業費について、執行部から、高知県直販流通外商拡大協議会が、贈答用や家庭用の県産果実、野菜、加工品などを販売する新たなウェブサイトを立てるための経費であるとの説明がありました。

委員から、既存のサイトである「おいしい風土こうち」と機能的に重複する部分があるのではないかと。また、細分化してサイトを構築するのもよいが、どのサイトを見ればいいのかわからなくなる懸念もあり、入り口として分かりやすいサイトの整理について検討すべきではないかとの質疑がありました。

執行部からは、指摘を踏まえ、見やすいサイトづくりを進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が出された際の、消費が低迷する花卉及び青果物の消費喚起に向けた対応は非常に良かった。対策のステージが次に移ったようにも見受けられるが、消費の仕組みづくりについて、もう一度取組の強

化を願いたいとの要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算のうち、災害対応用木材確保事業委託料及び災害対応用木材供給推進事業費補助金について、執行部から、官民が協働し、災害時に必要となる木造応急仮設住宅の主要部材として製材品を備蓄し、発災時に速やかに供給できる体制を構築するための経費である。四万十町と宿毛市の木材製品市場において備蓄用施設を整備し、500戸分相当の製材品を備蓄するよう考えているとの説明がありました。

委員から、木造応急仮設住宅への建築資材の供給体制についてはこれまでも検討が行われてきたと思う。今回の備蓄施設整備は県の西側に偏っているが、どういう経過があったのかとの質疑がありました。

執行部からは、この事業は、木材製品市場における通常の販売・仕入れ業務の中で製材品を入れ替えながら必要量を備蓄することとしている。県内にはほかに木材製品市場が3つあるが、いずれも高知市の津波浸水区域にあり、また、津波浸水区域以外に倉庫を整備する計画もないことから、高幡地域と西部地域で実施するものであるとの答弁がありました。

別の委員から、発災時の緊急的な需要を想定した場合、大きな備蓄倉庫2か所だけではなく、小さい備蓄倉庫を複数、分散して整備する考えはないのかとの質疑がありました。

執行部からは、小規模に分散して備蓄することも検討しているが、災害が発生した際に、どこに在庫があるか分からないなどさらなる混乱を招くことも考えられる。まずは2か所の整備で運用することとし、小さい備蓄倉庫の整備については今後も検討を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

執行部から、（仮称）高知県中小企業・小規模企業振興条例の検討状況について報告がありました。県全体として中小企業・小規模企業の振興を図るための条例として、基本理念、関係者の責務と役割、施策の基本方針と指針の策定等を規定する条例案を検討しており、今後さらに審議会での審議を経て、来年の2月定例会での条例議案提出を予定しているとの説明がありました。

委員から、この条例ができることによる今後の展開として、産業振興計画のフォローアップ委員会や地域アクションプランなどでも、引き続き中小・小規模企業の支援を並行して行っていくのかとの質問がありました。

執行部からは、産業振興計画では、農業、林業、商工業など産業分野ごとに部会を設けて計画の推進を図っているが、それぞれの分野に中小・小規模企業は入っている。この条例ができることによって、全産業を総括した中小企業・小規模企業の振興を図ることがで

きるようになると考えているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

執行部から、第4期産業振興計画水産業分野の本年度上半期の進捗状況等について報告がありました。

委員から、今年の2月定例会における知事への質疑に対し、カツオ漁業経営の維持・安定に必要な対策を令和2年度中をめどに取りまとめるとの答弁があった。専門部会においてもカツオ漁業の振興についての要望が出されているが、対策の検討状況はどうかとの質問がありました。

執行部からは、これまでに関係者から意見を伺い、近海・遠洋・沿岸、それぞれのカツオ・マグロ漁業の経営状況を分析し、現状の施策の精査も行い、今後の施策の方向性を検討している。できれば来年度の産業振興計画と予算にそうした対策を位置づけて取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

◎黒岩委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 9ページの中小企業・小規模企業振興条例について、中小規模の企業には女性の働く人たちがたくさんいるので、女性の働き方、場についての一言があればいいと思うという意見を言ったと思うんです。それをちょっと入れてもらいたいなと思うんですが。

◎ 確認した上で、前後のこともありますのでちょっと判断をさせていただきますか。

◎ より充実させる中身を盛り込んでもらいたいとの意見もありましたみたいな。

◎黒岩委員長 正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎黒岩委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

《閉会中の継続審査》

◎黒岩委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎黒岩委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

以上をもって日程はすべて終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

(10時13分閉会)